

☆この案内文は指定予定区域内にお住まいの方に配布しています。

「土砂災害特別警戒区域」等見直し指定の説明会のお知らせ

豊見城市我那霸のがけ地（急傾斜地）について、県において土砂災害防止法に基づく「土砂災害特別警戒区域」等の見直し調査を行いました。その調査結果及び区域指定に関する説明会を開催しますので、ご案内いたします。

■日時及び会場

日時： 令和6年11月14日(木) 午後7時～（約1時間）

会場： 豊見城市立中央公民館2階 中ホール

内 容： 「**土砂災害特別警戒区域**」等の調査結果と区域指定について

※ 区域指定後は、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制や特定開発行為の許可制等の**[ソフト対策]**を行います。

※ 本説明会は今後の工事実施の説明会ではありません。

※当日体調が優れない場合や風邪症状がある、また検温にて発熱がある場合は、参加を控えていただくようお願いします。

■指定箇所

指定地区（2箇所）

- ・急傾斜地（がけ地）

裏面に箇所図があります

箇所名： 我那霸(1)-1、我那霸(1)-2

※台風接近等、予期せぬ状況によっては延期することもあります。

開催延期の場合は南部土木事務所ホームページにてお知らせさせて頂きますので、お手数ですが、隨時ご確認を頂きますようお願いいたします。

※詳細な区域を確認したい場合は、「沖縄県南部土木事務所」ホームページの「お知らせ」の新着情報にある本説明会の案内に関するページに「指定区域の案」を掲示していますので、ご確認下さい。

<問い合わせ先>

○区域指定に関する問い合わせ

沖縄県南部土木事務所 計画調査班 担当：与那嶺 TEL 098-869-1788

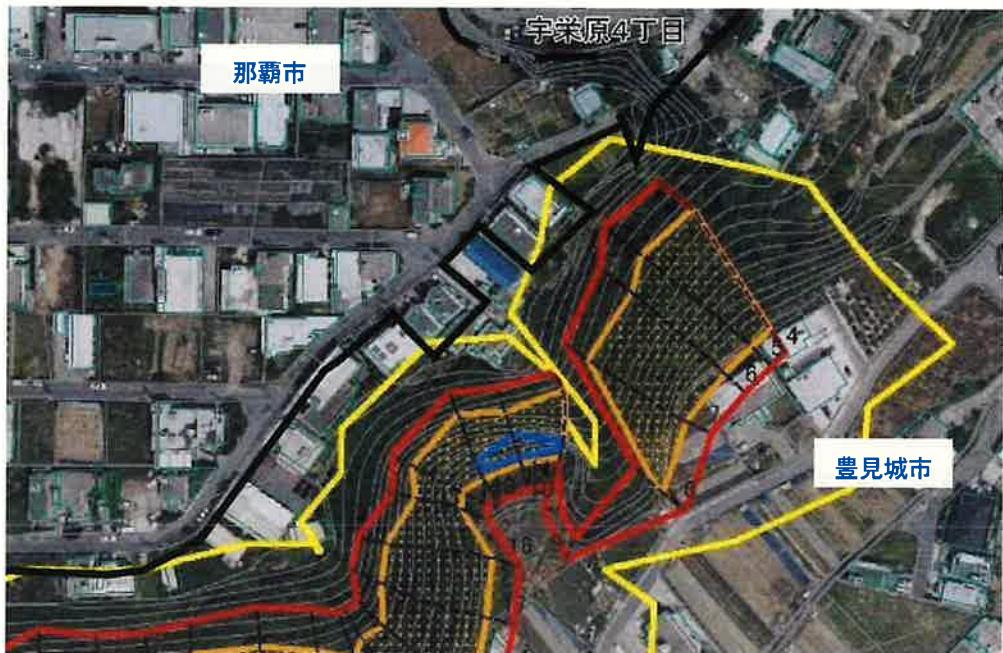
○説明会に関する問い合わせ

豊見城市役所道路課管理班 担当：池 原 TEL 098-850-5306

我那覇（1）－1

※主に赤枠の特別警戒区域を解除する見直しです。
黄色枠の警戒区域の一部見直しもあります。

見直し前



見直し後



我那霸（1）－2

※主に赤枠の特別警戒区域を解除する見直しです。
黄色枠の警戒区域に新たに指定する箇所もあります。

見直し前

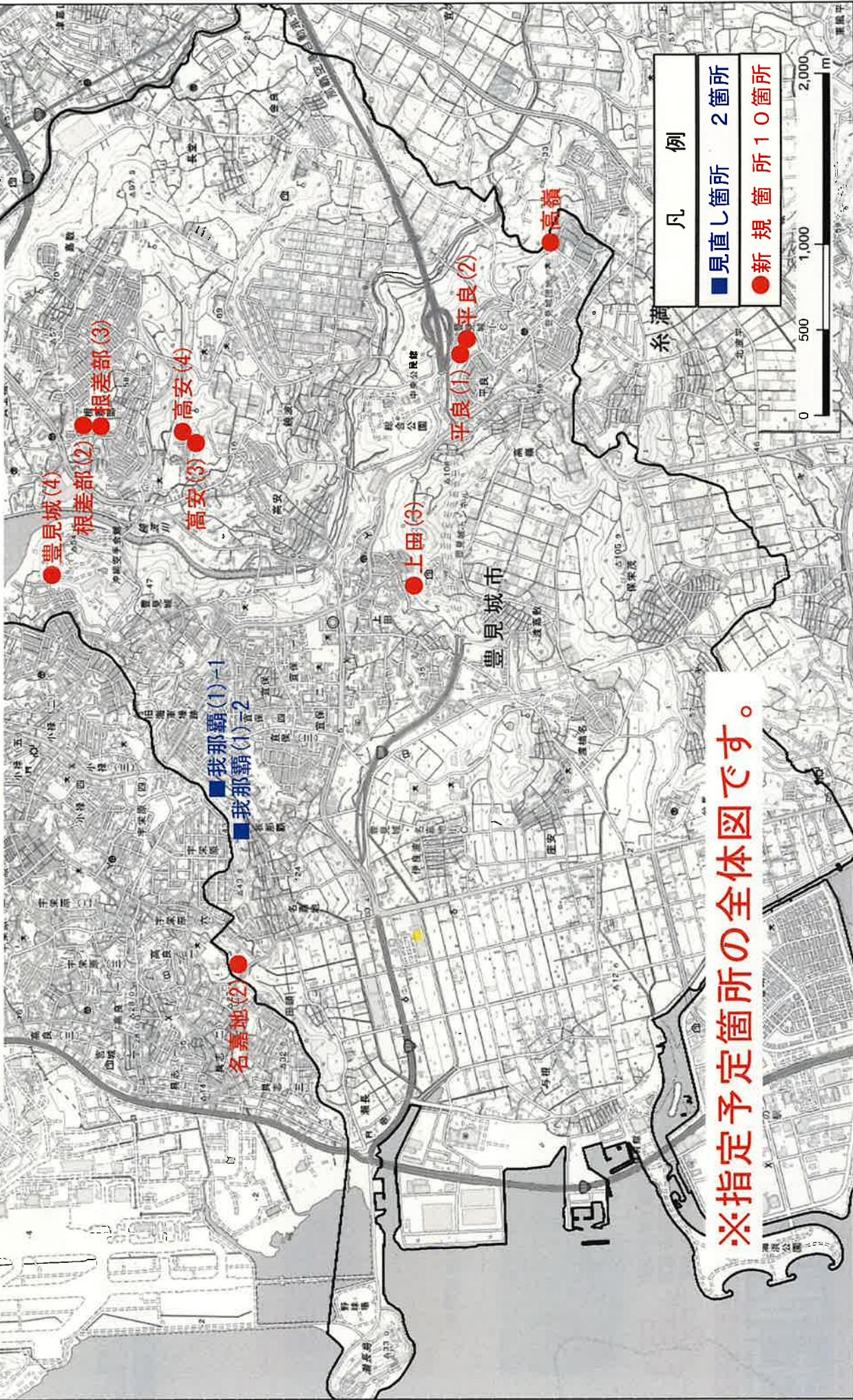


見直し後



豊見城市 土砂災害特別警戒区域等指定予定箇所図

※詳しい区域図は南部土木事務所ホームページをご覧ください。



「土砂災害防止法」で区域に指定されると

土砂災害警戒区域では…

さらに土砂災害特別警戒区域では…

警戒避難体制の整備



建築物の構造規制



想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認がされます。

特定の開発行為に対する許可制



著しい損傷が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。なお、移転される方には賠償や資金の確保などの支障措置があります。

お問い合わせ先

沖縄県南部土木事務所

TEL 098-869-1788

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部 発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

土砂災害防止法

土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害（かけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

基盤調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。



土砂災害警戒区域の指定
(土砂災害のおそれがある区域)

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

土砂災害特別警戒区域

(建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域)

こんな場所が
区域指定の
対象となります。

土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより山と一緒になくな流れ下る現象

かけ崩れ

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面が滑り出す現象

